

第 137 号（令和 5 年 6 月 15 日 発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課】 4
- △ 横浜市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課】 5
- △ 横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則【にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課】 6

【告示】

- △ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 7
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 8
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 9
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 12
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 13
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 20
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の再開【健康福祉局生活支援課】 21
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 22
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 23
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 24
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】 32
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 33
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 36
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更【健康福祉局医療援助課】 37
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】 38
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】 39
- △ 同 【健康福祉局こころの健康相談センター】 40

【公告】

- △ 準備書意見見解書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 41
- △ 地籍調査作業規程準則に基づく筆界案の作成【環境創造局地籍調査課】 42
- △ 同 【環境創造局地籍調査課】 43

△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】	44
△	同【環境創造局水・土壤環境課】	45
△	公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】	46
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	47
△	排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	48
△	横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業等の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】	49
△	建築物等の除却【建築局違反对策課】	50
△	建築協定の認可【建築局建築企画課】	51
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	52
△	同【建築局調整区域課】	53
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	54
△	同【建築局調整区域課】	55
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	56
△	同【建築局建築指導課】	57
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	58
△	同【建築局建築指導課】	59
△	同【建築局建築指導課】	60
【区告示】		
△	認可地縁団体の告示事項の変更【神奈川区地域振興課】	61
△	同【神奈川区地域振興課】	62
△	同【泉区地域振興課】	63
△	同【泉区地域振興課】	64
△	同【泉区地域振興課】	65
△	同【泉区地域振興課】	66
△	同【都筑区地域振興課】	67
△	同【都筑区地域振興課】	68
△	同【瀬谷区地域振興課】	69
△	同【港南区地域振興課】	70
△	同【神奈川区地域振興課】	71
△	同【神奈川区地域振興課】	72
△	同【神奈川区地域振興課】	73
△	同【旭区地域振興課】	74
△	同【戸塚区地域振興課】	75
△	同【戸塚区地域振興課】	76
△	同【鶴見区地域振興課】	77
△	同【鶴見区地域振興課】	78
△	同【神奈川区地域振興課】	79
△	同【神奈川区地域振興課】	80
△	同【金沢区地域振興課】	81
△	同【栄区地域振興課】	82
△	同【栄区地域振興課】	83
【区公告】		
△	横浜市西スポーツセンターの指定管理者の指定【西区地域振興課】	84

△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【都筑区総務課】	85
[消防局]	
△ 職員の懲戒処分【人事課】	86
△ 同 【人事課】	87
[教育委員会]	
△ 職員の懲戒処分【西部学校教育事務所教育総務課】	88
[監査委員]	
△ 住民監査請求の結果の公表（令和 5 年 3 月 30 日受付）【監査管理課】	89
[市会]	
△ 令和 5 年第 2 回市会定例会会議事項（第 1 日）【議事課】	90
△ 令和 5 年第 2 回市会定例会会議事項（第 2 日）【議事課】	95
△ 令和 5 年第 2 回市会定例会会議事項（第 3 日）【議事課】	97
[正誤]	100

規則

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 50 号

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の施行期
日を定める規則

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（平成 31 年 2 月横
浜市条例第 3 号）は、令和 5 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横 浜 市 ス ポ ー ツ 施 設 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定
め る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 5 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 51 号

横 浜 市 ス ポ ー ツ 施 設 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行
期 日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 ス ポ ー ツ 施 設 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (令 和 4 年 12 月
横 浜 市 条 例 第 44 号) は 、 令 和 5 年 7 月 8 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 52 号

横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市スポーツ施設条例施行規則（平成 20 年 3 月横浜市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 横浜市本牧市民プールの利用者が利用日の 7 日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の全額別表第 1 たきがしら会館及びスポーツセンターの項の次に次のように加える。

横浜市本牧市民プール	<p>(1) 7 月第 2 土曜日から 9 月第 1 日曜日まで午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日並びに 7 月第 3 月曜日から同日の 5 週間後の日までについては、午前 9 時から午後 5 時 30 分まで及び午後 6 時から午後 9 時まで）</p> <p>(2) 前号に掲げる期間以外の期間 午前 9 時から午後 9 時まで</p>
------------	---

別表第 2 横浜国際プール、横浜文化体育館（横浜武道館を除く。）、たきがしら会館、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プールの項中「たきがしら会館」の次に「、横浜市本牧市民プール」を加える。

別表第 3 横浜文化体育館の項の次に次のように加える。

横浜市本牧市民プール	利用しようとする日の 2 箇月前から利用しようとする日の 7 日前まで
------------	-------------------------------------

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 8 日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 398 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 5 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	スクルドエンジェル保育園上大岡園
設置者	パシフィック・サステイナブル・インベスト メント株式会社
所在地	港南区上大岡西二丁目 6 番 27 号

横浜市告示第 399 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	ぱぷりか保育園上大岡
設置者	アンダンテ株式会社
所在地	港南区最戸一丁目 2 番 27 号

横浜市告示第 400 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和 5 年 4 月 1 日	馬車道栗山内科クリニック	中区相生町 5 丁目 78 番地
同	ひまわり薬局本牧店	中区本牧原 1 番 4 号
同	六ッ川すずき内科医院東戸塚・弘明寺院	南区六ッ川三丁目 75 番地の 80
同	東戸塚すずらん眼科	港南区芹が谷五丁目 55 番 10 号
同	はせがわ内科クリニック	保土ヶ谷区新井町 45 7 番地の 1
同	えんとつ町の薬局	保土ヶ谷区常盤台 50 番 30 号
同	保土ヶ谷ヒルズ歯科	保土ヶ谷区仏向町 1, 340 番地の 14
同	ファースト薬局	旭区市沢町 995 番地の 35
同	希望ヶ丘ファミリー歯科 & こどものための歯科医院	旭区中希望ヶ丘 198 番地の 10
同	あすかい内科	旭区二俣川 1 丁目 9 番地の 6
同	横浜二俣川うめもと泌尿器科クリニック	旭区二俣川 2 丁目 50 番地の 14
同	オリーブ薬局杉田店	磯子区杉田三丁目 11 番 15 号
同	一般社団法人睡蓮かねこ皮膚科	金沢区釜利谷東二丁目 20 番 9 号
同	わたなべ内科・呼吸器クリニック	金沢区能見台通 2 番 6 号
同	草川クリニック内科・循環器内科	金沢区能見台通 4 番 1 号

同	十日市場こどもクリニック	緑区十日市場町 801 番地の 8
同	森の子キッズクリニック	緑区中山五丁目 29 番 18 号
同	横浜たまプラーザ運動器スポーツクリニック	青葉区美しが丘二丁目 14 番地の 9
同	ファーマシイ薬局たまプラーザ	青葉区新石川三丁目 15 番地の 3
同	ハリーこどもクリニック	都筑区中川一丁目 21 番 20 号
同	倫子アイクリニック	瀬谷区阿久和西三丁目 1 番地の 13
令和 5 年 4 月 3 日	飯田薬局泉町店	神奈川区泉町 6 番地の 1
令和 5 年 5 月 1 日	片倉町あかり脳神経内科・内科クリニック	神奈川区片倉一丁目 28 番 11 号
同	サエラ薬局片倉町店	神奈川区片倉一丁目 28 番 11 号
同	高島町まつなが歯科クリニック	西区戸部町 5 丁目 18 番 9 番地
同	ウイング薬局阪東橋店	南区浦舟町 3 丁目 43 番地の 6
同	金沢八景痛みのクリニックまどかに	金沢区六浦一丁目 1 番 12 号

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 5 年 3 月 1 日	株式会社ニコラス	西区花咲町 4 丁目 104 番地の 1	レイケア訪問看護リハビリステーション	南区通町 2 丁目 39 番地の 11
令和 5 年 4 月 1 日	医療法人社団 S U I	西区新子安一丁目 33 番 15 号	アンド訪問看護ステーション	神奈川区新子安一丁目 30 番 16 号
同	ファミリー・ホスピス株式会社	東京都千代田区丸の内 3 丁目 3 番 1 号	訪問看護ファミリー・ホスピス港南台	港南区日野中央二丁目 4 番 12 号

同	株式会社 ジョーン	中区野毛町 2 丁目 90 番 地	ぴゅあ訪問看護 リハビリステーション 白根	旭区白根七丁目 15 番 25 号
同	スギナーシング ケア株式会社	東京都千代田区 鍛冶町 2 丁目 6 番 1 号	スギ訪問看護ステーション 六浦	金沢区六浦一丁目 1 番 13 号
同	株式会社 メンタル パートナーズ	戸塚区舞岡町 29 番地の 75	まこと訪問看護	都筑区中川中央一丁目 22 番 16 号
同	特定非営利活動法人 サポートめぐみ	戸塚区川上町 464 番地の 29	さぽーとめぐみ訪問看護 リハビリステーション	戸塚区川上町 464 番地の 29
令和 5 年 6 月 1 日	株式会社 B e i n g	港北区日吉本町 一丁目 5 番 32 号	T S U K A S A 訪問看護 ステーション	港北区日吉本町 一丁目 5 番 32 号

横浜市告示第 401 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 4 月 1 日	堀 郁 子	鍼灸マッサージ ほり治療院	神奈川区西神奈川 一丁目 10 番地の 5
令和 5 年 6 月 1 日	國 友 馨	きくな鍼灸マッ サージ治療院	神奈川区西寺尾二 丁目 24 番 2 号
同	仁 木 栞 菜	同	同
同	廣 江 光 司	同	同
同	丸 山 知 一 郎	同	同
同	笠 原 章	株式会社 H A S C 事業団 さくら 訪問マッサージ	神奈川区沢渡 1 番 地の 2
同	田 澤 達 也	アマーレ治療院	南区万世町 1 丁目 1 番地
同	銚 立 桜 士	こもれび鍼灸マ ッサージ治療院	旭区笹野台二丁目 10 番 6 号
同	若 尾 さ くら	同	同
同	佐 藤 研	B - flat 鍼灸マ ッサージ院	青葉区あざみ野二 丁目 9 番地の 22
同	大 谷 尚 史	開設なし	戸塚区上矢部町 1, 808 番地の 1
同	齊 藤 一 廣	あすなる鍼灸マ ッサージ治療院	戸塚区柏尾町 963 番地の 1

横浜市告示第 402 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和 5 年 4 月 7 日	(新)南太田整形外科リハビリテーションクリニック	南区南太田一丁目 23 番 13 号
	(旧)医療法人社団木下整形外科	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 5 年 2 月 1 日	株式会社シーユーシー・ホスピス	(新)東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 1 号	看護クラーク 保土ヶ谷	保土ヶ谷区東川島町 16 番地の 10
		(旧)東京都中央区東日本橋 1 丁目 1 番 7 号		
同	株式会社シーユーシー・ホスピス	(新)東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 1 号	看護クラーク 東戸塚	戸塚区川上町 84 番地の 1
		(旧)東京都中央区東日本橋 1 丁目 1 番 7 号		
同	株式会社シーユーシー・ホスピス	(新)東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 1 号	看護クラーク 横浜瀬谷	瀬谷区五貫目町 10 番地の 38
		(旧)東京都中央区東日本橋 1 丁目 1 番 7 号		

		番 7 号		
令和 5 年 3 月 1 日	M・M m a r k s 株式 会社	(新) 中区本郷 町 3 丁目 23 2 番地の 3 (旧) 中区日本 大通 36 番地	愛を繋ぐ訪問 看護リハビリ ステーション	中区本郷町 3 丁目 232 番地 の 3
令和 5 年 5 月 1 日	特定非営利 活動法人重 度身体障害 者と共に歩 む会	戸塚区原宿 四丁目 33 番 33 号	歩む会ナース センター	(新) 戸塚区小雀 町 1,920 番地 の 3 (旧) 戸塚区原宿 四丁目 33 番 33 号

横浜市告示第 403 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 3 月 22 日	佐藤隼太	(新) なぎ整骨院	(新) 保土ヶ谷区宮田町 1 丁目 3 番地の 7
		(旧) あおぞら整骨院	(旧) 旭区二俣川 2 丁目 61 番地
令和 5 年 4 月 1 日	阿川博一	(新) きくな鍼灸マッサージ治療院	(新) 神奈川区西寺尾二丁目 24 番 2 号
		(旧) 鍼灸マッサージ治療室アシストケア	(旧) 港南区港南台四丁目 7 番 29 号
同	秋山優子	(新) ホウモンマッサージ KEIR O W 保土ヶ谷中央ステーション	(新) 保土ヶ谷区星川一丁目 17 番 2 号
		(旧) まごころ鍼灸マッサージ治療院	(旧) 港北区北新横浜二丁目 3 番地の 1
同	前地奈津美	(新) 訪問鍼灸マッサージ KEIR O W 保土ヶ谷中央ステーション	保土ヶ谷区星川一丁目 17 番 2 号
		(旧) 訪問鍼灸マッサージ KEIR O W 保土ヶ谷ステーション	
同	玉田智美	(新) 訪問鍼灸マッサージ KEIR O W 保土ヶ谷中	同

		央ステーション (旧)訪問鍼灸マッ サージ KE i R OW 保土ヶ谷ス テーション	
同	川上 貴之	あさひろ 整骨院	(新)東京都新宿区 新宿 1 丁目 16 番 16 号 (旧)東京都江戸川 区西葛西 3 丁目 6 番 13 号
令和 5 年 4 月 13 日	山本 智久	(新)フレアス在宅 マッサージ横浜 港南施術所	(新)港南区港南台 三丁目 22 番 11 号
		(旧)株式会社アメ ニティーサービ ス鍼灸マッサー ジ院	(旧)戸塚区前田町 501 番地
令和 5 年 5 月 1 日	(新)北澤 翔子	栞 鍼灸治療院	南区永田北二丁 目 5 番 25 号
	(旧)土屋 翔子		
同	塚本 和志	在宅マッサー ジラーフ	(新)旭区四季美台 59 番地の 10
			(旧)旭区本村町 95 番地の 11

横浜市告示第 404 号

生活保護法に基づく指定医療機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を、次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

休止年月日	名称	所在地
令和 5 年 3 月 31 日	横浜はじめ病院	神奈川区大口通 130 番地
令和 5 年 4 月 16 日	マリアの丘クリニック	緑区上山二丁目 35 番 2 号

横浜市告示第 405 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 5 年 3 月 31 日	馬車道栗山内科クリニック	中区相生町 5 丁目 78 番地
同	本牧中央薬局	中区本牧原 1 番 4 号
同	泉谷内科医院	南区六ツ川三丁目 75 番地の 80
同	医療法人社団ゆうあい会さとう整形外科	港南区笹下三丁目 11 番 14 号
同	東戸塚すずらん眼科	港南区芹が谷五丁目 55 番 10 号
同	はせがわ内科クリニック	保土ヶ谷区新井町 45 番地の 1
同	田辺薬局横浜常盤店	保土ヶ谷区常盤台 50 番 30 号
同	保土ヶ谷ヒルズ歯科	保土ヶ谷区仏向町 1, 340 番地の 14
同	ファースト薬局	旭区市沢町 995 番地の 35
同	希望ヶ丘ファミリー歯科 & こどものための歯科医院	旭区中希望ヶ丘 198 番地の 10
同	あすかい内科	旭区二俣川 1 丁目 10 番地の 6
同	横浜二俣川うめもと泌尿器科クリニック	旭区二俣川 2 丁目 50 番地の 14
同	オリーブ薬局杉田店	磯子区杉田三丁目 11 番 15 号
同	かねこ皮膚科	金沢区釜利谷東二丁目 20 番 9 号
同	わたなべ内科・呼吸	金沢区能見台通 2 番

	器クリニック	6 号
同	草川クリニック内科 ・循環器内科	金沢区能見台通 4 番 1 号
同	十日市場こどもクリ ニック	緑区十日市場町 801 番地の 8
同	森の子キッズクリニ ック	緑区中山五丁目 29 番 18 号
同	横浜たまプラーザ運 動器スポーツクリニ ック	青葉区美しが丘二丁 目 14 番地の 9
同	ファーマシィ薬局た まプラーザ	青葉区新石川三丁目 15 番地の 3
同	しんぼこどものクリ ニック	都筑区中川一丁目 21 番 20 号
同	かわの眼科	瀬谷区阿久和西三丁 目 1 番地の 13
令和 5 年 4 月 2 日	飯田薬局泉町店	神奈川区泉町 6 番地 の 6
令和 5 年 4 月 16 日	クレア調剤薬局	金沢区富岡西六丁目 18 番 23 号
令和 5 年 4 月 28 日	ことぶき薬局	泉区上飯田町 1,226 番地の 5
令和 5 年 4 月 30 日	高橋耳鼻咽喉科医院	港南区日野九丁目 48 番 8 号
令和 5 年 5 月 31 日	しんわ薬局瀬谷店	瀬谷区中央 19 番地の 2

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和 5 年 3 月 31 日	ハイツリー 株式会社	中区野毛町 3 丁目 155 番地の 1	ぴゅあ訪問看 護リハビリス テーション白 根	旭区白根七丁 目 15 番 25 号
令和 5 年 5 月 31 日	社会福祉法 人たすけあ いゆい	南区睦町 1 丁目 31 番地 の 1	ゆい訪問看護 ステーション	南区堀ノ内町 2 丁目 132 番 地

横浜市告示第 406 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和 2 年 12 月 1 日	小 宮 祐 樹	あさひろ整骨院	東京都新宿区新宿 1 丁目 16 番 16 号

横浜市告示第 407 号

生活保護法に基づく指定医療機関の再開

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を、次のとおり再開した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

再開年月日	名称	所在地
令和 5 年 5 月 8 日	南太田整形外科リハビリテーションクリニック	南区南太田一丁目 23 番 13 号

横浜市告示第 408 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

辞退年月日	名称	所在地
令和 5 年 4 月 30 日	公益財団法人神奈川 県予防医学協会集団 検診センター	金沢区鳥浜町 13 番地 の 7
令和 5 年 5 月 31 日	ムラタ耳鼻咽喉科	栄区桂町 669 番地の 8

横浜市告示第 409 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 4 月 1 日	医療法人社団 健成会	都筑区中川中央一丁目 29 番 2 号	堀元歯科医院	都筑区中川中央一丁目 29 番 2 号

2 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 4 月 1 日	医療法人社団 健成会	都筑区中川中央一丁目 29 番 2 号	堀元歯科医院	都筑区中川中央一丁目 29 番 2 号

横浜市告示第 410 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
平成 30 年 4 月 20 日	社会福祉法 人 昴	(新) 西区北幸 二丁目 8 番 4 号	すずかけの郷 介護サービス センター	港南区野庭町 1,688 番地
		(旧) 港南区野 庭町 1,688 番地		
令和 5 年 3 月 1 日	M・M m a r k s 株式 会社	(新) 中区本郷 町 3 丁目 23 2 番地の 3	愛を繋ぐヘル パーステーション	中区本郷町 3 丁目 232 番地 の 3
		(旧) 中区日本 大通 36 番地		
令和 5 年 4 月 22 日	株式会社白 寿会	中区不老町 1 丁目 6 番 地の 13	訪問介護ステ ーションふあ いと寿	(新) 中区寿町 3 丁目 9 番地の 5
				(旧) 中区寿町 3 丁目 12 番地の 10

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
平成 25 年 4 月 1 日	(新) 一般社団 法人横浜市 保土ヶ谷区 医師会	保土ヶ谷区 天王町 1 丁 目 21 番地	(新) 保土ヶ谷区 医師会訪問看 護ステーション	保土ヶ谷区天 王町 1 丁目 21 番地
	(旧) 社団法人 横浜市保土 ヶ谷医療セ ンター		(旧) 保土ヶ谷医 療センター訪 問看護ステー ション	
令和 5 年	M・M m a	(新) 中区本郷	愛を繋ぐ訪問	中区本郷町 3

3 月 1 日	r k s 株式会社	町 3 丁目 23 番地の 3 (旧) 中区日本大通 36 番地	看護リハビリステーション	丁目 232 番地の 3
令和 5 年 4 月 1 日	医療法人社団 平郁会	(新) 東京都中央区東日本橋 1 丁目 1 番 7 号 (旧) 東京都中央区日本橋馬喰町 1 丁目 5 番 4 号	みんなの天王町クリニック	保土ヶ谷区天王町 2 丁目 38 番地の 3
同	同	(新) 東京都中央区東日本橋 1 丁目 1 番 7 号 (旧) 東京都中央区日本橋馬喰町 1 丁目 5 番 4 号	医療法人社団 平郁会 日吉斎藤クリニック	港北区日吉本町 一丁目 27 番 39 号
同	同	(新) 東京都中央区東日本橋 1 丁目 1 番 7 号 (旧) 東京都中央区日本橋馬喰町 1 丁目 5 番 4 号	医療法人社団 平郁会 みんなの荏田クリニック	都筑区荏田南三丁目 29 番 21 号
同	同	(新) 東京都中央区東日本橋 1 丁目 1 番 7 号 (旧) 東京都中央区日本橋馬喰町 1 丁目 5 番 4 号	医療法人社団 平郁会 みんなの戸塚クリニック	戸塚区吉田町 133 番地の 2

3 居宅介護事業者（訪問リハビリテーション）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年	医療法人社	(新) 東京都中	医療法人社団	港北区日吉本

4 月 1 日	団平郁会	中央区東日本 橋 1 丁目 1 番 7 号 (旧)東京都中 央区日本橋 馬喰町 1 丁 目 5 番 4 号	平郁会日吉斎 藤クリニック	町一丁目 27 番 39 号
同	同	(新)東京都中 央区東日本 橋 1 丁目 1 番 7 号 (旧)東京都中 央区日本橋 馬喰町 1 丁 目 5 番 4 号	医療法人社団 平郁会みんな の荏田クリニ ック	都筑区荏田南 三丁目 29 番 21 号

4 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 5 年 3 月 1 日	株式会社ア インフアー マシーズ	札幌市白石 区東札幌五 条 2 丁目 4 番 30 号	(新)アイン薬局 横浜美しが丘 店 (旧)松田薬局	青葉区美しが 丘一丁目 23 番 地の 2
令和 5 年 4 月 1 日	医療法人社 団平郁会	(新)東京都中 央区東日本 橋 1 丁目 1 番 7 号 (旧)東京都中 央区日本橋 馬喰町 1 丁 目 5 番 4 号	みんなの天王 町クリニック	保土ヶ谷区天 王町 2 丁目 38 番地の 3
同	同	(新)東京都中 央区東日本 橋 1 丁目 1 番 7 号 (旧)東京都中 央区日本橋 馬喰町 1 丁 目 5 番 4 号	医療法人社団 平郁会日吉斎 藤クリニック	港北区日吉本 町一丁目 27 番 39 号
同	同	(新)東京都中 央区東日本 橋 1 丁目 1 番 7 号	医療法人社団 平郁会みんな	都筑区荏田南 三丁目 29 番 21

		橋 1 丁目 1 番 7 号	の 荏 田 ク リ ニ ッ ク	号
		(旧) 東京都 中央区 日本橋 馬喰町 1 丁目 5 番 4 号		
同	同	(新) 東京都 中央区 東日本橋 1 丁目 1 番 7 号	医 療 法 人 社 団 平 郁 会 み ん な の 戸 塚 ク リ ニ ッ ク	戸 塚 区 吉 田 町 133 番 地 の 2
		(旧) 東京都 中央区 日本橋 馬喰町 1 丁目 5 番 4 号		

5 居宅介護事業者（通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成 30 年 4 月 20 日	社会福祉法人 昂	(新) 西区 北幸二丁目 8 番 4 号	すずかけの郷 介護サービス センター	港南区 野庭町 1,688 番地
		(旧) 港南区 野庭町 1,688 番地		

6 居宅介護事業者（短期入所生活介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成 30 年 4 月 20 日	社会福祉法人 昂	(新) 西区 北幸二丁目 8 番 4 号	すずかけの郷 介護サービス センター	港南区 野庭町 1,688 番地
		(旧) 港南区 野庭町 1,688 番地		

7 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成 30 年 4 月 20 日	社会福祉法人 昂	(新) 西区 北幸二丁目 8 番 4 号	すずかけの郷 介護サービス センター	港南区 野庭町 1,688 番地
		(旧) 港南区 野		

		庭町 1,688 番地		
令和 5 年 4 月 13 日	社会福祉法 人孝徳会	栄区鍛冶ケ 谷二丁目 40 番 1 号	居宅介護支援 センター M I S O N O	(新) 栄区桂町 67 5 番地の 7 (旧) 栄区鍛冶ケ 谷一丁目 3 番 42 号

8 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
平成 25 年 4 月 1 日	(新) 一般社団 法人横浜市 保土ケ谷区 医師会	保土ケ谷区 天王町 1 丁 目 21 番地	(新) 保土ケ谷区 医師会訪問看 護ステーション	保土ケ谷区天 王町 1 丁目 21 番地
	(旧) 社団法人 横浜市保土 ケ谷医療セ ンター		(旧) 保土ケ谷医 療センター訪 問看護ステー ション	
令和 5 年 3 月 1 日	M・M m a r k s 株式 会社	(新) 中区本郷 町 3 丁目 23 2 番地の 3	愛を繋ぐ訪問 看護リハビリ ステーション	中区本郷町 3 丁目 232 番地 の 3
		(旧) 中区日本 大通 36 番地		
令和 5 年 4 月 1 日	医療法人社 団平郁会	(新) 東京都中 央区東日本 橋 1 丁目 1 番 7 号	みんなの天王 町クリニック	保土ケ谷区天 王町 2 丁目 38 番地の 3
		(旧) 東京都中 央区日本橋 馬喰町 1 丁 目 5 番 4 号		
同	同	(新) 東京都中 央区東日本 橋 1 丁目 1 番 7 号	医療法人社団 平郁会日吉斎 藤クリニック	港北区日吉本 町一丁目 27 番 39 号
		(旧) 東京都中 央区日本橋 馬喰町 1 丁 目 5 番 4 号		
同	同	(新) 東京都中	医療法人社団	都筑区荏田南

		中央区東日本橋 1 丁目 1 番 7 号	平郁会みんなの荏田クリニック	三丁目 29 番 21 号
		(旧) 東京都中央区日本橋馬喰町 1 丁目 5 番 4 号		
同	同	(新) 東京都中央区東日本橋 1 丁目 1 番 7 号	医療法人社団平郁会みんなの戸塚クリニック	戸塚区吉田町 133 番地の 2
		(旧) 東京都中央区日本橋馬喰町 1 丁目 5 番 4 号		

9 介護予防事業者（介護予防訪問リハビリテーション）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 4 月 1 日	医療法人社団平郁会	(新) 東京都中央区東日本橋 1 丁目 1 番 7 号 (旧) 東京都中央区日本橋馬喰町 1 丁目 5 番 4 号	医療法人社団平郁会日吉斎藤クリニック	港北区日吉本町一丁目 27 番 39 号
同	同	(新) 東京都中央区東日本橋 1 丁目 1 番 7 号 (旧) 東京都中央区日本橋馬喰町 1 丁目 5 番 4 号	医療法人社団平郁会みんなの荏田クリニック	都筑区荏田南三丁目 29 番 21 号

10 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 3 月 1 日	株式会社アインフーマシーズ	札幌市白石区東札幌五条 2 丁目 4	(新) アイン薬局横浜美しが丘店	青葉区美しが丘一丁目 23 番地の 2

		番 30 号	(旧) 松田薬局	
令和 5 年 4 月 1 日	医療法人社 団平郁会	(新) 東京都中 央区東日本 橋 1 丁目 1 番 7 号	みんなの天王 町クリニック	保土ヶ谷区天 王町 2 丁目 38 番地の 3
		(旧) 東京都中 央区日本橋 馬喰町 1 丁 目 5 番 4 号		
同	同	(新) 東京都中 央区東日本 橋 1 丁目 1 番 7 号	医療法人社団 平郁会日吉斎 藤クリニック	港北区日吉本 町一丁目 27 番 39 号
		(旧) 東京都中 央区日本橋 馬喰町 1 丁 目 5 番 4 号		
同	同	(新) 東京都中 央区東日本 橋 1 丁目 1 番 7 号	医療法人社団 平郁会みんな の荏田クリニ ック	都筑区荏田南 三丁目 29 番 21 号
		(旧) 東京都中 央区日本橋 馬喰町 1 丁 目 5 番 4 号		
同	同	(新) 東京都中 央区東日本 橋 1 丁目 1 番 7 号	医療法人社団 平郁会みんな の戸塚クリニ ック	戸塚区吉田町 133 番地の 2
		(旧) 東京都中 央区日本橋 馬喰町 1 丁 目 5 番 4 号		

11 介護予防事業者（介護予防短期入所生活介護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
平成 30 年 4 月 20 日	社会福祉法 人 昂	(新) 西区北幸 二丁目 8 番 4 号	すずかけの郷 介護サービス センター	港南区野庭町 1,688 番地
		(旧) 港南区野		

		庭町 1,688 番地	
--	--	----------------	--

12 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 5 年 3 月 1 日	M・M m a r k s 株 式 会 社	(新) 中区本郷 町 3 丁目 23 2 番地の 3	愛を繋ぐヘル パーステーション	中区本郷町 3 丁目 232 番地 の 3
		(旧) 中区日本 大通 36 番地		
令和 5 年 4 月 22 日	株式会社白 寿会	中区不老町 1 丁目 6 番 地の 13	訪問介護ステ ーションふぁ いと寿	(新) 中区寿町 3 丁目 9 番地の 5
				(旧) 中区寿町 3 丁目 12 番地の 10

横浜市告示第 411 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問看護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 4 月 1 日	医療法人裕徳会	港南区港南台二丁目 7 番 41 号	港南台病院	港南区港南台二丁目 7 番 41 号

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 4 月 1 日	医療法人裕徳会	港南区港南台二丁目 7 番 41 号	港南台病院	港南区港南台二丁目 7 番 41 号

3 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 4 月 1 日	医療法人裕徳会	港南区港南台二丁目 7 番 41 号	港南台病院	港南区港南台二丁目 7 番 41 号

4 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 4 月 1 日	医療法人裕徳会	港南区港南台二丁目 7 番 41 号	港南台病院	港南区港南台二丁目 7 番 41 号

横 浜 市 告 示 第 412 号

生 活 保 護 法 に 基 づく 指 定 介 護 機 関 の 廃 止

生 活 保 護 法 (昭 和 25 年 法 律 第 144 号) 第 54 条 の 2 第 1 項 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 (平 成 6 年 法 律 第 30 号) 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 指 定 介 護 機 関 を 次 の と お り 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 介 護 保 険 施 設 (介 護 老 人 保 健 施 設)

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和 5 年 3 月 31 日	介 護 老 人 保 健 施 設 ケ ア ホ ー ム 横 浜	旭 区 上 白 根 町 1,436 番 地 の 1

2 居 宅 介 護 事 業 者 (訪 問 介 護)

廃止年月日	事 業 者 の 名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 4 月 30 日	有 限 会 社 介 護 サ ー ビ ス ま つ の 実	南 区 六 ツ 川 二 丁 目 74 番 地 の 2	有 限 会 社 介 護 サ ー ビ ス ま つ の 実	南 区 六 ツ 川 二 丁 目 74 番 地 の 2

3 居 宅 介 護 事 業 者 (居 宅 療 養 管 理 指 導)

廃止年月日	事 業 者 の 名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 1 月 3 日	日 本 調 剤 株 式 会 社	東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 9 番 1 号	日 本 調 剤 戸 塚 薬 局	戸 塚 区 汲 沢 町 55 番 地
令和 5 年 3 月 25 日	景 山 洋 志	戸 塚 区 矢 部 町 260 番 地 の 33	景 山 歯 科 医 院	港 南 区 上 大 岡 東 二 丁 目 44 番 11 号
令和 5 年 3 月 31 日	田 辺 薬 局 株 式 会 社	東 京 都 中 央 区 築 地 4 丁 目 3 番 8 号	田 辺 薬 局 横 浜 常 盤 店	保 土 ケ 谷 区 常 盤 台 50 番 30 号

4 居 宅 介 護 事 業 者 (通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン)

廃止年月日	事 業 者 の 名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 3 月 31 日	社 会 福 祉 法 人 関 西 中 央 福 祉 会	大 阪 市 淀 川 区 木 川 西 4	介 護 老 人 保 健 施 設 ケ ア	旭 区 上 白 根 町 1,436 番

		丁目 5 番 40 号	ホーム横浜	地の 1
--	--	-------------	-------	------

5 居宅介護事業者（短期入所療養介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 3 月 31 日	社会福祉法人関西中央福祉会	大阪市淀川区木川西 4 丁目 5 番 40 号	介護老人保健施設ケアホーム横浜	旭区上白根町 1,436 番地の 1

6 居宅介護事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 4 月 30 日	一般社団法人認知症高齢者研究所	都筑区茅ヶ崎中央 20 番 14 号	デリバリーケア	都筑区茅ヶ崎中央 20 番 14 号

7 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 5 年 3 月 31 日	社会福祉法人昂	西区北幸二丁目 8 番 4 号	すずかけの郷介護サービスセンター	港南区野庭町 1,688 番地

8 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 1 月 3 日	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号	日本調剤戸塚薬局	戸塚区汲沢町 55 番地
令和 5 年 3 月 25 日	景山洋志	戸塚区矢部町 260 番地の 33	景山歯科医院	港南区上大岡東二丁目 44 番 11 号
令和 5 年 3 月 31 日	田辺薬局株式会社	東京都中央区築地 4 丁目 3 番 8 号	田辺薬局横浜常盤店	保土ヶ谷区常盤台 50 番 30 号

9 介護予防事業者（介護予防通所リハビリテーション）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 3 月 31 日	社会福祉法人関西中央福祉会	大阪市淀川区木川西 4 丁目 5 番 40 号	介護老人保健施設ケアホーム横浜	旭区上白根町 1,436 番地の 1

10 介護予防事業者（介護予防短期入所療養介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 3 月 31 日	社会福祉法人関西中央福祉会	大阪市淀川区木川西 4 丁目 5 番 40 号	介護老人保健施設ケアホーム横浜	旭区上白根町 1,436 番地の 1

横浜市告示第 413 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 6 月 1 日	みしま小児科クリニック青葉台	青葉区青葉台二丁目 2 番地の 2	病院又は診療所
同	はまっこ子どもクリニック	都筑区中川中央一丁目 29 番 24 号	同
同	ウイング薬局阪東橋店	南区浦舟町 3 丁目 43 番地の 6	薬局
同	サエラ薬局片倉町店	神奈川区片倉一丁目 28 番 11 号	同
同	共創未来メデ薬局	港南区大久保二丁目 7 番 18 号	同
同	スギ訪問看護ステーション六浦	金沢区六浦一丁目 1 番 13 号	訪問看護
同	さぼーとめぐみ訪問看護リハビリステーション	戸塚区川上町 464 番地の 29	同
同	アンド訪問看護ステーション	神奈川区新子安一丁目 30 番 16 号	同
同	ふくろく訪問看護リハビリステーション	緑区中山一丁目 6 番 5 号	同

横浜市告示第 414 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更

児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 5 月 5 日	医療法人恵仁会松島病院	(新) 西区戸部本町 9 番 11 号	病院又は診療
		(旧) 西区戸部本町 19 番 11 号	
令和 5 年 4 月 28 日	(新) 医療法人社団宮本耳鼻咽喉科医院やなぎ耳鼻咽喉科クリニック	青葉区あざみ野二丁目 9 番地の 1	同
	(旧) やなぎ耳鼻咽喉科クリニック		
令和 5 年 4 月 4 日	勝谷ファーマシー横浜	(新) 西区戸部本町 7 番 7 号	薬局
		(旧) 西区戸部本町 36 番 5 号	
令和 5 年 4 月 11 日	(新) リニエ訪問看護ステーション横浜青葉	青葉区藤が丘二丁目 13 番地の 3	訪問看護
	(旧) 神奈川リハビリ訪問看護ステーションあおば		

横浜市告示第 415 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止

児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 3 月 31 日	医療法人社団仁明会 秋山脳神経外科クリ ニック	港南区港南中央通 1 番 1 号	病院又は診 療所
令和 5 年 5 月 5 日	医療法人恵仁会松島 クリニック	西区伊勢町 3 丁目 138 番地	同
令和 5 年 3 月 31 日	田辺薬局横浜常盤店	保土ヶ谷区常盤台 50 番 30 号	薬局

横浜市告示第 416 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 3 月 1 日	医療法人博生会本牧病院附属クリニック	中区本牧三之谷 8 番 9 号	病院又は診療所
同	ストレスケアクリニック 関内	中区蓬萊町 3 丁目 107 番地の 1	同
同	日本調剤市大福浦薬局	金沢区福浦三丁目 9 番地	薬局
同	クリエイト薬局横浜西大口店	神奈川区西大口 45 2 番地の 4	同
同	スギ薬局馬車道店	中区弁天通 4 丁目 53 番地の 1	同
同	加藤薬局上大岡店	港南区最戸一丁目 14 番 25 号	同

横浜市告示第 417 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 6 月 15 日	フィットケアエクス プレス仲町台店薬局	都筑区仲町台一丁 目 25 番 3 号	薬局
令和 5 年 6 月 1 日	a n 訪問看護ステー ション	南区大岡二丁目 7 番 15 号	訪問看護
同	わんぽにー訪問看護	金沢区西柴三丁目 25 番 24 号	同
同	O H I S A M A ナー スステーション横浜 上大岡	港南区大久保三丁 目 5 番 53 号	同
同	リノ訪問看護ステー ション	緑区十日市場町 90 5 番地の 5	同
同	ミライズケア訪問看 護リハビリステーシ ョン	緑区いぶき野 26 番 地の 12	同
同	T S U K A S A 訪問 看護ステーション	港北区日吉本町一 丁目 5 番 32 号	同

公 告

横 浜 市 公 告 第 345 号

準 備 書 意 見 見 解 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 (平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。) 第 29 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 (仮 称) 旧 上 瀬 谷 通 信 施 設 公 園 整 備 事 業 に 係 る 準 備 書 意 見 見 解 書 の 提 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 準 備 書 意 見 見 解 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

条 例 第 26 条 第 1 項 の 対 象 市 民 等 は 、 条 例 第 30 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 縦 覧 期 間 内 に 、 横 浜 市 環 境 影 響 評 価 審 査 会 に 対 し 、 環 境 の 保 全 の 見 地 か ら の 意 見 を 述 べ たい 旨 申 し 出 る こ と が で き る 。

令 和 5 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 事 業 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地
横 浜 市
横 浜 市 長 山 中 竹 春
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
- 2 対 象 事 業 の 名 称
(仮 称) 旧 上 瀬 谷 通 信 施 設 公 園 整 備 事 業
- 3 対 象 事 業 が 実 施 さ れ る べ き 区 域
瀬 谷 区 瀬 谷 町 及 び 旭 区 上 川 井 町
- 4 縦 覧 場 所
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課
旭 区 鶴 ヶ 峰 一 丁 目 4 番 地 の 12
横 浜 市 旭 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
瀬 谷 区 二 ツ 橋 町 190 番 地
横 浜 市 瀬 谷 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
- 5 縦 覧 期 間
令 和 5 年 6 月 15 日 か ら 令 和 5 年 6 月 29 日 ま で

横浜市公告第 346 号

地籍調査作業規程準則に基づく筆界案の作成

金沢区釜利谷東二丁目、釜利谷東三丁目、釜利谷東四丁目及び釜利谷東六丁目の各一部について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を実施し、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）第 30 条第 3 項の規定に基づき筆界案を作成したので、次のとおり公告する。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 土地の所在・地番
金沢区釜利谷東三丁目 4,432 番の 1
- 2 筆界案を確認することができる場所
横浜市環境創造局総務部地籍調査課
- 3 筆界案を確認することができる者
上記 1 に記載の土地の所有者、利害関係人及びこれらの代理人
- 4 筆界案の作成者
横浜市
- 5 公告期間
令和 5 年 6 月 16 日(金)から
令和 5 年 7 月 5 日(水)まで 20 日間

筆界案の確認は期間中、9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで行うこととする（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）。

なお、筆界案について意見がある上記 3 の者は、公告期間内に横浜市長に対して、その旨を申し出ることができる。

公告の日から 20 日間を経過しても申出がないときは、地籍調査作業規程準則第 30 条第 3 項の規定に基づき調査を行う。

横浜市公告第 347 号

地籍調査作業規程準則に基づく筆界案の作成

金沢区釜利谷東二丁目、釜利谷東三丁目、釜利谷東四丁目及び釜利谷東六丁目の各一部について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を実施し、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）第 30 条第 4 項の規定に基づき筆界案を作成したので、次のとおり公告する。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 土地の所在・地番
金沢区釜利谷東三丁目 4,428 番の 1
金沢区釜利谷東三丁目 4,439 番の 274
金沢区釜利谷東三丁目 4,439 番の 344
- 2 筆界案を確認することができる場所
横浜市環境創造局総務部地籍調査課
- 3 筆界案を確認することができる者
上記 1 に記載の土地の所有者、利害関係人及びこれらの代理人
- 4 筆界案の作成者
横浜市
- 5 公告期間
令和 5 年 6 月 16 日(金)から
令和 5 年 7 月 5 日(水)まで 20 日間
筆界案の確認は期間中、9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで行うこととする（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）。
なお、筆界案について意見がある上記 3 の者は、公告期間内に横浜市長に対して、その旨を申し出ることができる。
公告の日から 20 日間を経過しても申出がないときは、地籍調査作業規程準則第 30 条第 4 項の規定に基づき調査を行う。

横 浜 市 公 告 第 348 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、 土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
元 年 7 月 横 浜 市 公 告 第 148 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 5 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 末 広 町 1 丁 目 1 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ク ロ ロ エ チ レ ン、 1 , 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン、 1 , 2 - ジ ク ロ
ロ エ チ レ ン、 ジ ク ロ ロ メ タ ン、 ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
土 壤 汚 染 状 況 調 査 の 対 象 地 の 試 料 採 取 等 を 行 う 区 画 の 選 定 等 を
省 略 し て 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 に 指 定 さ れ た 土 地 に つ い て、 当 該
省 略 し た 調 査 の 過 程 を 改 め て 実 施 し た 結 果、 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適
合 す る こ と を 確 認 し た た め。

横浜市公告第 349 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和元年 12 月横浜市公告第 524 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
鶴見区末広町 1 丁目 1 番の 1 及び 1 番の 3 の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の対象地の試料採取等を行う区画の選定等を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤溶出量基準に適合することを確認したため。

横 浜 市 公 告 第 350 号

公 園 の 設 置

都 市 公 園 法 (昭 和 31 年 法 律 第 79 号) 第 2 条 の 2 の 規 定 に 基 づ き 、
次 の と お り 公 園 を 設 置 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	区 域	面 積	主 な 公 園 施 設	供 用 開 始 の 期 日
川 和 の さ と 公 園	都 筑 区 川 和 町 3,118 番	別 図 の と お り	4,800 m ²	複 合 遊 具 、 砂 場 、 鉄 棒 、 広 場 、 水 飲 み	令 和 5 年 6 月 15 日

別 図 (省 略)

横 浜 市 公 告 第 351 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 5 年 3 月 31 日	00289	株 式 会 社 金 子 工 業 所	(新) 金 子 昌 宏 (旧) 金 子 繁 夫	戸 塚 区 矢 部 町 939 番 地

横 浜 市 公 告 第 352 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 5 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
00201	市 川 水 道 工 事 店	旭 区 今 宿 東 1,61 5 番 地	令 和 5 年 5 月 18 日
00816	岩 間 設 備	港 北 区 新 吉 田 東 五 丁 目 60 番 14 号	令 和 5 年 5 月 25 日

横浜市公告第 353 号

横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業等の市素案の公聴会の開催

横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業等の案の素案を作成したので、横浜市都市計画公聴会規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 2 条の規定に基づき公聴会を開催し、同規則第 3 条の規定に基づきその案を公衆の縦覧に供する。

公聴会において公述を希望する関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に公述申出書を提出することができる。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業
関内駅前地区第一種市街地再開発事業
- (2) 横浜国際港都建設計画地区計画
関内駅前地区地区計画
- (3) 横浜国際港都建設計画都市再生特別地区
（関内駅前地区）
- (4) 横浜国際港都建設計画特別用途地区
- (5) 横浜国際港都建設計画道路
3・3・2号高島本牧線

2 都市計画を定める土地の区域

中区尾上町、蓬莱町、真砂町、万代町及び港町地内

3 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時
令和 5 年 7 月 26 日午後 7 時開始
- (2) 場所
中区尾上町 1 丁目 8 番地 関内新井ビル 11 階
関内新井ホール 多目的ホール A

4 縦覧期間

令和 5 年 6 月 15 日から令和 5 年 6 月 29 日まで

5 縦覧場所及び公述申出書提出先

中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課

横浜市公告第 354 号

建築物等の除却

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 43 条の規定に違反した次の建築物について、法の規定に違反したもの又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者（以下「違反者等」という）を確知することができないため、法第 81 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 対象となる建築物等の所在地
保土ヶ谷区川島町 905 番地
- 2 対象となる建築物等
種類 倉庫
構造 鉄骨造
床面積の合計 27.7 m²
- 3 違反者等が行うべき措置の内容
建築物の除却
- 4 履行期限
令和 5 年 8 月 15 日
- 5 市長による措置
違反者等が、4 の履行期限までに 3 の措置を履行しないときは、法第 81 条第 2 項の規定により、違反者等の負担において、市長又は市長が命じた者若しくは委任した者が、3 の措置を行う。
- 6 問合せ先
横浜市建築局建築監察部違反对策課
電話 045(671)3856
Fax 045(664)2667

横 浜 市 公 告 第 355 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、港北ニュータウンせきれい台建築協定を認可した。

そ の 建 築 協 定 書 は、横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令 和 5 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 356 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 3 月 31 日 第 2021 開 403 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 南 区 上 大 岡 西 一 丁 目 5 番 1 号
株 式 会 社 湊 不 動 産 会 社
代 表 取 締 役 細 野 和 男
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
中 区 北 方 町 1 丁 目 44 番 の 1 、 44 番 の 12 、 44 番 の 14 か ら 44 番 の 18
ま で 、 44 番 の 20 か ら 44 番 の 27 ま で 、 45 番 の 1 の 一 部 、 45 番 の 2 の
一 部 及 び 45 番 の 5

横 浜 市 公 告 第 357 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 11 月 8 日 第 2022 開 205 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 三 枚 町 202 番 地
増 川 委 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 三 枚 町 (筆 界 未 定 202 番 の 3 及 び 202 番 の 4) の 一 部

横 浜 市 公 告 第 358 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2023 ・ 8 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 5 年 6 月 6 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
16.89 m
- 5 指 定 の 場 所
旭 区 鶴 ヶ 峰 本 町 三 丁 目 972 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 イ ー カ ム
代 表 取 締 役 角 田 満

横 浜 市 公 告 第 359 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2023 ・ 16 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 5 年 6 月 6 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
37.18 m
- 5 指 定 の 場 所
泉 区 新 橋 町 1,115 番 の 5 、 1,135 番 の 10 及 び 1,135 番 の 13
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 ホ ー ム ラ ン ド
代 表 取 締 役 小 野 洋 一 郎

横浜市公告第 360 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 廃止する道路の指定番号
第 60・14・24 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 5 月 29 日
- 3 廃止する道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止する道路の延長
105.84 m
- 5 廃止の場所
瀬谷区阿久和東一丁目 33 番の 5 地先から 35 番の 7 地先まで及び
35 番の 2 地先から 35 番の 18 地先まで

横 浜 市 公 告 第 361 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 5 月 29 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

18.13 m

4 廃 止 の 場 所

西 区 久 保 町 219 番 の 9 及 び 219 番 の 11

横 浜 市 公 告 第 362 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 6 月 6 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

26.97 m

4 廃 止 の 場 所

神 奈 川 区 神 大 寺 二 丁 目 504 番 及 び 508 番 の 2 の 各 一 部

横 浜 市 公 告 第 363 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 5 月 24 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

14.63 m

4 廃 止 の 場 所

港 北 区 篠 原 東 三 丁 目 1,650 番 の 6 、 1,684 番 の 5 及 び 1,684 番
の 16 の 各 一 部

横浜市公告第 364 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 37・8 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 5 月 30 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
5.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
56.00 m
- 5 廃止の場所
瀬谷区宮沢一丁目 49 番の 1 地先から 50 の 6 地先まで

区 告 示

神奈川区告示第 4 号（令和 5 年 5 月 26 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、三ツ沢西町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 26 日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	吉 川 忠 義 神奈川区三ツ沢西町 6 番 36 号	楠 雄 光 神奈川区三ツ沢西町 4 番 21 号

神奈川区告示第 5 号（令和 5 年 5 月 26 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、松本町 3 丁目自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 26 日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	小 松 規 久 夫 神 奈 川 区 松 本 町 3 丁 目 25 番 地 の 7	阿 部 雅 之 神 奈 川 区 松 本 町 3 丁 目 26 番 地 の 6

泉区告示第 2 号（令和 5 年 5 月 26 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、領家自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 26 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	武田 章 一 泉区領家二丁目 10 番 地の 43	吉田 邦 宏 泉区領家三丁目 15 番 地の 21

泉区告示第 3 号（令和 5 年 5 月 26 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、ひなた山第三自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 26 日

横浜市泉区長 山口

賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	小林 勝 義 泉区和泉町 7,409 番 地の 6	福井 裕 水 泉区和泉町 7,316 番 地の 16

泉区告示第 4 号（令和 5 年 5 月 26 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、戸塚苑自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 26 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	平井達也 泉区中田南五丁目 21 番 1 号	谷口昇 泉区中田南五丁目 61 番 11 号

泉区告示第 5 号（令和 5 年 5 月 26 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、和泉台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 26 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	堀越 郁男 泉区和泉町 6,247 番 地の 27	鶴岡 道夫 泉区和泉町 6,247 番 地の 12

都筑区告示第 12 号（令和 5 年 5 月 29 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、川和町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 29 日

横浜市都筑区長 佐々田 賢 一

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	前 田 和 廣 都筑区川和町 2,171 番地	柳 下 則 久 都筑区川和町 992 番 地

都筑区告示第 13 号（令和 5 年 5 月 29 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、勝田南町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 29 日

横浜市都筑区長 佐々田 賢 一

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	熊 坂 好 男 都 筑 区 勝 田 南 一 丁 目 18 番 23 号	玉 谷 善 紀 都 筑 区 勝 田 南 一 丁 目 12 番 14 号

瀬 谷 区 告 示 第 5 号 (令 和 5 年 5 月 29 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 小 金 台 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 5 月 29 日

横 浜 市 瀬 谷 区 長 植 木 八 千 代

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	島 田 行 雄 瀬 谷 区 阿 久 和 東 三 丁 目 11 番 地 の 10	田 中 勝 弓 瀬 谷 区 阿 久 和 東 三 丁 目 48 番 地 の 32

港南区告示第 3 号（令和 5 年 5 月 31 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、あざみ町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 31 日

横浜市港南区長 栗原 敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	渡 辺 洋 港南区下永谷五丁目 55 番 18 号	村 本 直 也 港南区下永谷五丁目 54 番 15 号

神奈川区告示第 6 号（令和 5 年 6 月 1 日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、松葉台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 1 日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	森 作 榮 神奈川区菅田町 2,61 1 番地の 8	牧 野 清 神奈川区菅田町 2,87 4 番地の 28

神奈川区告示第 7 号（令和 5 年 6 月 1 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、松ヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 1 日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	富 永 誠 神奈川区松ヶ丘 78 番 地	植 松 満美子 神奈川区松ヶ丘 13 番 地

神奈川県告示第 8 号（令和 5 年 6 月 1 日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、ガーデン親和会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 1 日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	前 原 俊 神奈川区神大寺一丁 目 17 番 29 号	渡 辺 あけみ 神奈川区神大寺一丁 目 11 番 9 号

旭区告示第 9 号（令和 5 年 6 月 1 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、興和台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 1 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	山下 洋 旭区川島町 3,018 番 地の 25	手島 茂 旭区川島町 2,976 番 地の 24

戸塚区告示第 9 号（令和 5 年 6 月 2 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、矢部町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 2 日

横浜市戸塚区長 國 本 直 哉

変更した事項	変 更 前	変 更 後
区域	戸塚区矢部町 1 番地から 135 番地まで、321 番地、368 番地、599 番地から 601 番地まで、770 番地、3,001 番地から 3,008 番地まで及び戸塚町 6,010 番地から 6,014 番地まで並びに吉田町 662 番地の 1 及び 3,000 番地、3,005 番地の区域	戸塚区矢部町 1 番地から 135 番地まで、368 番地、599 番地から 601 番地まで、770 番地、3,001 番地から 3,008 番地まで及び戸塚町 4,797 番地、6,010 番地から 6,014 番地まで並びに吉田町 662 番地の 1 及び 3,000 番地、3,005 番地の区域

戸塚区告示第 10 号（令和 5 年 6 月 2 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、六郎丸町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 2 日

横浜市戸塚区長 國 本 直 哉

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	安 居 征 雄 戸塚区汲沢六丁目 15 番 1 号	新 井 俊 治 戸塚区汲沢六丁目 4 番 27 号

鶴見区告示第 1 号（令和 5 年 6 月 5 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、潮田町二丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

変更した事項	変更前	変更後
事務所の所在地	鶴見区潮田町 2 丁目 129 番地の 7	鶴見区潮田町 2 丁目 121 番地
代表者の氏名 及び住所	山内 秀行 鶴見区潮田町 2 丁目 129 番地の 7	森山 民雄 鶴見区潮田町 2 丁目 121 番地

鶴見区告示第 2 号（令和 5 年 6 月 5 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、諏訪坂自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	池 田 昇 鶴見区諏訪坂 8 番 27 号	池 田 博 司 鶴見区諏訪坂 9 番 27 号

神奈川区告示第 9 号（令和 5 年 6 月 6 日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、栄町 3・4 丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 6 日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	齋藤興輔 神奈川区栄町 19 番地 の 16	寺島春雄 神奈川区栄町 22 番地 の 7

神奈川区告示第 10 号（令和 5 年 6 月 6 日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、子安台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 6 日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	高野孝行 神奈川区子安台二丁目 4 番 5 号	古谷栄寿 神奈川区子安台一丁目 15 番 1 号

金 沢 区 告 示 第 5 号 (令 和 5 年 6 月 7 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 御 仲 井 赤 坂 町 内 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 6 月 7 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	川 島 聡 金 沢 区 釜 利 谷 東 二 丁 目 7 番 9 号	工 藤 恒 昭 金 沢 区 釜 利 谷 東 三 丁 目 42 番 36 号

栄区告示第 20 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、庄戸二丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	和田 義 正 栄区庄戸二丁目 12 番 10 号	加藤 敬 子 栄区庄戸二丁目 4 番 19 号

栄区告示第 21 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、庄戸三丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	中 川 千 尋 栄区庄戸三丁目 28 番 12 号	都 築 ちひろ 栄区庄戸三丁目 22 番 23 号

区 公 告

西 区 公 告 第 91 号 (令 和 5 年 6 月 2 日 掲 示 済)

横 浜 市 西 ス ポ ー ツ セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 西 ス ポ ー ツ セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

令 和 5 年 6 月 2 日

横 浜 市 西 区 長 菊 地 健 次

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 市 西 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	東 京 都 渋 谷 区 道 玄 坂 1 丁 目 10 番 8 号	東 急 ス ポ ー ツ オ ア シ ス ・ 日 本 水 泳 振 興 会 共 同 事 業 体 代 表 者 株 式 会 社 東 急 ス ポ ー ツ オ ア シ ス 代 表 取 締 役 社 長 山 岸 通 庸	令 和 5 年 6 月 2 日 か ら 令 和 9 年 3 月 31 日 ま で

都筑区公告第 51 号（令和 5 年 6 月 6 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 5 年 6 月 6 日

横浜市都筑区長 佐々田 賢 一

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 39 - 96 浜 横浜	令和 4 年 10 月 14 日
横 29 - 51 浜 横浜	令和 4 年 11 月 30 日

消 防 局

消 防 局 公 告 第 5 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 5 年 6 月 2 日 懲 戒 処 分 に 付 し た
。

令 和 5 年 6 月 15 日

横 浜 市 消 防 局 長 平 中 隆

所 属	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
金 沢 消 防 署	消 防 吏 員	森 田 翼	減 給 10 分 の 1 3 箇 月

消防局公告第 6 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により、次の者を令和 5 年 6 月 2 日懲戒処分に付した

。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市消防局長 平 中 隆

所 属	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
磯子消防署	消防吏員	市 川 修	戒告

教 育 委 員 会

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 16 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 、 第 2 号 及 び 第 3 号 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 5 年 6 月 2 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 5 年 6 月 15 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
横 浜 市 立 中 沢 小 学 校	教 諭	浅 尾 恵 太	戒 告

監 査 委 員

横浜市監査委員公表第 9 号

住民監査請求の結果の公表（令和 5 年 3 月 30 日受付）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条の規定による住民監査請求の結果を別冊のとおり公表する。

令和 5 年 6 月 15 日

横浜市監査委員	藤	野	次	雄
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	梶	村		充
同	大	山	しょうじ	

市会

令和 5 年 第 2 回 市会 定例会 会議事項 (第 1 日)

- 1 開会日時 5 月 17 日 午前 10 時 01 分
- 2 出席議員 86 人
- 3 会議のてん末 次のとおり

会期の決定

5 月 17 日から 6 月 1 日までの 16 日間と決定

議長 の 選挙

以上指名推選により選挙 (当選人 清水富雄君)

副議長 の 選挙

以上指名推選により選挙 (当選人 高橋正治君)

常任委員 の 選任

以上議長指名により選任 (氏名 別紙 1)

常任委員会委員長及び同副委員長 2 人の選挙

以上議長指名により選挙 (当選人氏名 別紙 1)

議第 1 号議案 特別委員会の設置

以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

特別委員 の 選任

以上議長指名により選任 (氏名 別紙 2)

特別委員会委員長及び同副委員長 2 人の選挙

以上議長指名により選挙 (当選人氏名 別紙 2)

市会運営委員 の 選任

以上議長指名により選任 (氏名 別紙 3)

市会運営委員会委員長及び同副委員長 2 人の選挙

以上議長指名により選挙 (当選人氏名 別紙 3)

神奈川県内広域水道企業団議会議員 4 人の選挙
以上指名推選により選挙（当選人氏名 別紙 3）

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員 7 人の補欠選挙
以上指名推選により選挙（当選人氏名 別紙 3）

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員 7 人の選挙
以上指名推選により選挙（当選人氏名 別紙 3）

市第 1 号議案 横浜市監査委員の選任
以上委員会付託を省略、即決にて同意

4 散会時刻 午前 10 時 31 分

別紙 1

常 任 委 員 会

委員会名	政 策 ・ 総 務 政 会 ・ 財 員 委	国 際 ・ 経 済 港 員 委	市 民 ・ に ぎ わ い 文 化 防 会 ス ポ ー ツ 消 員 委	こ ども 青 少 年 育 会 教 員 委	健 康 福 祉 医 員 社 療 会 委	温 暖 環 境 対 創 循 策 造 環 境 資 源 員 委	建 築 ・ 都 市 整 備 道 員 委	水 道 ・ 交 通 会 員 委
定 数	11	11	11	11	11	10	11	10
委 員 長 氏名・会派	横 山 勇 太 朗 (自 民)	藤 代 哲 夫 (自 民)	坂 井 太 (維 新)	山 浦 英 太 (立 憲)	竹 内 康 洋 (公 明)	磯 部 圭 太 (自 民)	高 橋 の り み (自 民)	荻 原 隆 宏 (立 憲)
副 委 員 長 氏名・会派	斉 藤 伸 一 (公 明)	伏 見 幸 枝 (自 民)	鴨 志 田 啓 介 (自 民)	長 谷 川 琢 磨 (自 民)	福 地 茂 (自 民)	東 み ち よ (自 民)	川 口 広 (自 民)	大 桑 正 貴 (自 民)
	麓 理 恵 (立 憲)	藤 崎 浩 太 郎 (立 憲)	木 内 秀 一 (公 明)	安 西 英 俊 (公 明)	中 山 大 輔 (立 憲)	宇 佐 美 さ や か (共 産)	く し だ 久 子 (維 新)	遊 佐 大 輔 (自 民)
自 民 名	人 員	5	5	4	4	4	5	4
	氏 名	青 木 亮 祐 伊 波 俊 之 助 酒 井 誠 横 山 正 人 横 山 勇 太 朗	お さ か べ さ や か 斉 藤 達 也 田 野 井 一 雄 伏 見 幸 枝 藤 代 哲 夫	鴨 志 田 啓 介 黒 川 勝 小 松 範 昭 瀬 之 間 康 浩	清 水 富 雄 長 谷 川 琢 磨 増 永 純 女 山 田 一 誠	佐 藤 茂 鈴 木 太 郎 福 地 茂 渡 邊 忠 則	東 み ち よ 磯 部 圭 太 梶 村 充 白 井 亮 次	川 口 広 渋谷 健 高 橋 の り み 松 本 研 山 下 正 人
公 明 名	人 員	2	2	2	2	1	2	2
	氏 名	斉 藤 伸 一 高 橋 正 治	市 来 栄 美 子 仁 田 昌 寿	尾 崎 太 木 内 秀 一	安 西 英 俊 久 保 和 弘	竹 内 康 洋 中 島 光 徳	竹 野 内 猛	行 田 朝 仁 武 田 勝 久
立 憲 名	人 員	2	2	2	2	2	1	2
	氏 名	大 岩 真 善 和 麓 理 恵	藤 崎 浩 太 郎 谷 田 部 孝 一	大 山 し ょ う じ 田 中 ゆ き	か ざ ま あ さ み 山 浦 英 太	中 山 大 輔 長 谷 川 え つ こ	越 久 田 記 子 森 ひ ろ た か	花 上 喜 代 志
維 新 氏 名	人 員	1	1	1	1	1	1	1
	氏 名	柏 原 す ぐ る	い そ べ 尚 哉	坂 井 太	伊 藤 く み こ	関 嵩 史	田 中 紳 一	く し だ 久 子
共 産 氏 名	人 員	1			1	1	1	
	氏 名	古 谷 靖 彦			み わ 智 恵 美	大 和 田 あ き お	宇 佐 美 さ や か	白 井 正 子
民 主 氏 名	人 員		1	1		1	1	
	氏 名		二 井 く み よ	深 作 祐 衣		こ が ゆ 康 弘		坂 本 勝 司
太 田 氏 名	人 員			1				
	氏 名			太 田 正 孝				
井 上 氏 名	人 員				1			
	氏 名				井 上 さ く ら			
無 氏 名	人 員					1		
	氏 名					輿 石 か つ 子		
ト モ 氏 名	人 員							1
	氏 名							大 野 ト モ イ

別紙 2

特 別 委 員 会

委員会名	大都市行財政制度特別委員会	基地対策特別委員会	減災対策推進特別委員会	新たな都市活力推進特別委員会	健康づくり・スポーツ推進特別委員会	郊外部再生・活性化特別委員会	デジタル化推進特別委員会	
定数	12	12	13	12	12	12	13	
委員長 氏名・会派	伊波俊之助 (自民)	青木亮祐 (自民)	竹野内 猛 (公明)	田中 紳一 (維新)	小松 範昭 (自民)	山田 一誠 (自民)	大岩 真善和 (立憲)	
副委員長 氏名・会派	仁田昌寿 (公明)	渡邊 忠則 (自民)	山下 正人 (自民)	斉藤 達也 (自民)	酒井 誠 (自民)	渋谷 健 (自民)	黒川 勝 (自民)	
	森 ひろたか (立憲)	山田 桂一郎 (維新)	田中 ゆき (立憲)	行田 朝仁 (公明)	中島 光徳 (公明)	長谷川 えつこ (立憲)	関 勝則 (自民)	
自 民 党	人員 氏名	5 東 みちよ 伊波俊之助 大桑正貴 梶村 充 高橋 のりみ	5 青木亮祐 遊佐大輔 横山正人 横山 勇太郎 渡邊 忠則	5 佐藤 祐文 白井 亮次 伏見 幸枝 藤代 哲夫 山下 正人	5 川口 広 斉藤 達也 清水 富雄 瀬之間 康浩 福地 茂	5 小松 範昭 酒井 誠 田野井 一雄 増永 純女 松本 研	5 磯部 圭太 佐藤 茂 渋谷 健 長谷川 琢磨 山田 一誠	5 おさかべさやか 嶋志田 啓介 黒川 勝 鈴木 太郎 関 勝則
公 明 党	人員 氏名	2 仁田昌寿 望月 康弘	2 竹内 康洋 福島 直子	3 斉藤 伸一 武田 勝久 竹野内 猛	2 市来 栄美子 行田 朝仁	2 尾崎 太 中島 光徳	2 安西 英俊 木内 秀一	2 久保 和弘 高橋 正治
立 憲 党	人員 氏名	2 藤崎 浩太郎 森 ひろたか	2 荻原 隆宏 高田 修平	2 田中 ゆき 谷田部 孝一	2 中山 大輔 山浦 英太	2 大山 しょうじ 花上 喜代志	2 越久田 記子 長谷川 えつこ	3 大岩 真善和 かざま あさみ 麓 理恵
維 新 党	人員 氏名	1 柏原 すぐる	1 山田 桂一郎	1 伊藤 くみこ	2 関 嵩史 田中 紳一	1 くしだ 久子	1 いそべ 尚哉	1 坂井 太
共 産 党	人員 氏名	1 古谷 靖彦	1 宇佐美 さやか	1 大和田 あきお			1 みわ 智恵美	1 白井 正子
民 主 党	人員 氏名		1 こがゆ 康弘	1 二井 くみよ			1 坂本 勝司	1 深作 祐衣
太 田 党	人員 氏名					1 太田 正孝		
井 上 党	人員 氏名	1 井上 さくら						
無 所属	人員 氏名					1 興石 かつ子		
ト モ 会	人員 氏名				1 大野 トモイ			

別紙 3

〔令和 5 年 6 月 30 日まで
の残任期間〕〔令和 5 年 7 月 1 日から
令和 6 年 6 月 30 日まで〕

委員会等		市会運営委員会	神奈川県内 広域水道企業団 議会	神奈川県 後期高齢者医療 広域連合議会	神奈川県 後期高齢者医療 広域連合議会
定数		16	4	7	7
委員長 氏名・会派		大桑正貴 (自民)			
副委員長 氏名・会派		望月康弘 (公明)			
		荻原隆宏 (立憲)			
自 民	人員	7	2	2	2
	氏名	青木亮祐 大桑正貴 黒川勝 高橋のりみ 伏見幸枝 山田一誠 横山勇太郎	佐藤祐文 山下正人	伊波俊之助 長谷川琢磨	伊波俊之助 長谷川琢磨
公 明	人員	3	1	2	2
	氏名	木内秀一 竹野内猛 望月康弘	尾崎太	久保和弘 高橋正治	久保和弘 高橋正治
立 憲	人員	3	1	1	1
	氏名	荻原隆宏 田中ゆき 藤崎浩太郎	花上喜代志	谷田部孝一	谷田部孝一
維 新	人員	2		1	1
	氏名	田中紳一 山田桂一郎		伊藤くみこ	伊藤くみこ
共 産	人員	1		1	1
	氏名	みわ智恵美		白井正子	白井正子
民 主	人員				
	氏名				
太 田	人員				
	氏名				
井 上	人員				
	氏名				
無	人員				
	氏名				
ト モ	人員				
	氏名				

令和 5 年 第 2 回 市 会 定 例 会 議 事 項 (第 2 日)

- 1 開 会 日 時 5 月 24 日 午 前 10 時 01 分
- 2 出 席 議 員 86 人
- 3 会 議 の て ん 末 次 の と お り

- 市 報 第 1 号 市 営 住 宅 使 用 料 支 払 請 求 即 決 和 解 事 件 に 係 る
和 解 に つ い て の 専 決 処 分 報 告
- 市 報 第 2 号 自 動 車 事 故 等 に つ い て の 損 害 賠 償 額 の 決 定 の
専 決 処 分 報 告
- 市 報 第 3 号 変 更 契 約 の 締 結 に つ い て の 専 決 処 分 報 告
- 市 報 第 4 号 訴 え の 提 起 の 専 決 処 分 報 告
- 市 報 第 5 号 和 解 の 専 決 処 分 報 告
- 市 報 第 6 号 横 浜 市 子 ど も ・ 子 育 て 会 議 条 例 等 の 一 部 改 正
に つ い て の 専 決 処 分 報 告
- 市 報 第 7 号 旅 館 業 法 施 行 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て の 専 決
処 分 報 告

以 上 7 件 報 告

- 市 報 第 8 号 ス ポ ー ツ 施 設 の 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て の
専 決 処 分 報 告
- 市 報 第 9 号 令 和 5 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号
) に つ い て の 専 決 処 分 報 告
- 市 第 2 号 議 案 横 浜 市 市 税 条 例 等 の 一 部 改 正
- 市 第 3 号 議 案 地 方 税 法 第 314 条 の 7 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る
寄 附 金 を 受 け 入 れ る 特 定 非 営 利 活 動 法 人 等 を
定 め る 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 4 号 議 案 横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 5 号 議 案 横 浜 市 印 鑑 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 6 号 議 案 横 浜 市 区 民 文 化 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 7 号 議 案 横 浜 市 改 良 住 宅 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 8 号 議 案 横 浜 市 火 災 予 防 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 9 号 議 案 中 区 南 本 牧 7 番 の 2 等 地 先 公 有 水 面 埋 立 地 の
確 認
- 市 第 10 号 議 案 中 区 に お け る 町 区 域 の 変 更
- 市 第 11 号 議 案 白 根 第 508 号 線 等 市 道 路 線 の 認 定 及 び 廃 止
- 市 第 12 号 議 案 地 区 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定
- 市 第 13 号 議 案 ス ポ ー ツ 施 設 の 指 定 管 理 者 の 指 定
- 市 第 14 号 議 案 区 民 文 化 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定

- 市第 15 号議案 鶴見工場蒸気タービン発電設備改修工事請負契約の締結
- 市第 16 号議案 保土ヶ谷輸送事務所新築工事（ごみ積替設備工事）請負契約の締結
- 市第 17 号議案 中村町住宅（仮称）建替工事（建築工事）請負契約の締結
- 市第 18 号議案 横浜市中心卸売市場本場青果部施設整備工事（第 1 工区建築工事）請負契約の変更
- 市第 19 号議案 小柴自然公園 3 期エリアほか基盤整備工事請負契約の変更
- 市第 20 号議案 上菅田笹の丘小学校建替工事及び上菅田笹の丘コミュニティハウス（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の変更
- 市第 21 号議案 令和 5 年度横浜市一般会計補正予算（第 2 号）
- 市第 22 号議案 令和 5 年度横浜市中心卸売市場費会計補正予算（第 1 号）

以上 23 件関係常任委員会に付託

- 議第 2 号議案 第 9 回アフリカ開発会議（TICAD9）の横浜開催を求める決議

以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

- 市第 23 号議案 横浜市監査委員の選任

以上委員会付託を省略、即決にて同意

4 散会時刻 午後 2 時 28 分

令和5年第2回市会定例会会議事項（第3日）

- 1 開会日時 6月1日 午後2時00分
- 2 出席議員 85人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市報第8号 スポーツ施設の指定管理者の指定についての専決処分報告

市報第9号 令和5年度横浜市一般会計補正予算（第1号）についての専決処分報告

以上2件（付託分）委員会報告どおり承認

市第5号議案 横浜市印鑑条例の一部改正

市第21号議案 令和5年度横浜市一般会計補正予算（第2号）

市第2号議案 横浜市市税条例等の一部改正

市第3号議案 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正

市第4号議案 横浜市地区センター条例の一部改正

市第6号議案 横浜市区民文化センター条例の一部改正

市第7号議案 横浜市改良住宅条例の一部改正

市第8号議案 横浜市火災予防条例の一部改正

市第9号議案 中区南本牧7番の2等地先公有水面埋立地の確認

市第10号議案 中区における町区域の変更

市第11号議案 白根第508号線等市道路線の認定及び廃止

市第12号議案 地区センターの指定管理者の指定

市第13号議案 スポーツ施設の指定管理者の指定

市第14号議案 区民文化センターの指定管理者の指定

市第15号議案 鶴見工場蒸気タービン発電設備改修工事請負契約の締結

市第16号議案 保土ヶ谷輸送事務所新築工事（ごみ積替設備工事）請負契約の締結

市第17号議案 中村町住宅（仮称）建替工事（建築工事）請負契約の締結

市第18号議案 横浜中央卸売市場本場青果部施設整備工事（第1工区建築工事）請負契約の変更

市第19号議案 小柴自然公園3期エリアほか基盤整備工事請

- 市第 20 号議案 負契約の変更
上菅田笹の丘小学校建替工事及び上菅田笹の丘コミュニティハウス（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の変更
- 市第 22 号議案 令和 5 年度横浜市中心卸売市場費会計補正予算（第 1 号）
- 以上 21 件（付託分）委員会報告どおり原案可決

- 請願第 7 号 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの米軍揚陸艇部隊の配備撤回等を求める意見書の提出方について
- 請願第 1 号 ぼったくり防止条例の制定について
- 請願第 3 号 市会本会議における発言時間の見直しについて
- 請願第 4 号 市会議員の議員報酬の削減について
- 請願第 2 号 市営斎場における運営方法の改善について
- 請願第 5 号 議決を経していない財産の取得に関する再調査の実施について
- 請願第 6 号 みなとみらい 21 中央地区 62 街区ハーバーエッジプロジェクトにおける水族館建設計画の撤廃等について
- 請願第 8 号 横浜市立大学附属病院内における調剤薬局の建築確認等について
- 以上 8 件（付託分）委員会報告どおり不採択

- 市第 24 号議案 横浜市中心農業委員会委員及び横浜市南西部農業委員会委員の任命
- 以上委員会付託を省略、即決にて同意

横浜市金沢区選挙管理委員会委員及び同補充員各 4 人の選挙
以上指名推選により選挙（当選人氏名 別紙 4）

閉会中継続審査
委員会所管事務 23 件は、いずれも閉会中継続審査とした。

4 閉会時刻 午後 2 時 49 分

別紙 4

横浜市金沢区選挙管理委員会委員及び同補充員名簿

金沢区選挙管理委員会委員

堀 江 慎一郎 昭和47年 8 月 21 日生
 金沢区寺前一丁目 8 番 20 号 自由民主党

南 義 信 昭和20年 5 月 24 日生
 金沢区長浜二丁目 19 番 19 号 公 明 党

藤 井 節 子 昭和33年 4 月 21 日生
 金沢区並木二丁目 12 番 6 -106 号 立憲民主党

保 坂 一 成 昭和46年 9 月 14 日生
 金沢区能見台東 8 番 A-1204 号 無 所 属

同補充員

第 1 番 福 澤 元 輝 昭和52年 8 月 25 日生
 金沢区乙舳町 6 番 6 号 自由民主党

第 2 番 塚 本 修 次 昭和24年 7 月 26 日生
 金沢区富岡東六丁目 30 番 E-504 号 公 明 党

第 3 番 谷 口 道 郎 昭和25年 3 月 8 日生
 金沢区並木三丁目 11 番 9 -202 号 立憲民主党

第 4 番 村 田 憲 彦 昭和26年 10 月 21 日生
 金沢区釜利谷西一丁目 12 番 25 号 無 所 属

正誤

令和 5 年 定期 第 131 号 87 ページ 表中

「

変更事項 (定員)	
新	旧

」

は

「

変更事項 (定員)	
旧	新

」

の誤り。

令和 5 年 定期 第 134 号 17 ページ 表中

「

変更事項 (定員)	
新	旧

」

は

「

変更事項 (定員)	
旧	新

」

の誤り。

令和 5 年 定期 第 135 号 147 ページ 上から 13 行目「戸塚区 柏尾町 1, 196 番の 6、1,203 番の 1、1,225 番の 10、1,228 番、1,229 番、1,230 番の 1、1,475 番の 98 及び 1,475 番の 102 の各一部」は「戸塚区 柏尾町 1,196 番の 6 及び 1,203 番の 1 の各一部、1,203 番の 4、1,225 番の 10 の一部、1,228 番の一部、1,229 番の一部、1,230 番の 1 の一部、1,475 番の 98 の一部並びに 1,475 番の 102 の一部」の誤り。